

イベントの開催制限について

令和 5 年 1 月 3 0 日
飯 能 市

令和 5 年 1 月 2 7 日に国が定める基本的対処方針が一部変更されたことに伴い、本市のイベントの開催制限における収容率の上限を変更いたします。

1 対象期間

令和 5 年 1 月 3 0 日（月）から当面の間

2 イベントの開催制限

「感染防止安全計画」の策定対象となるイベント（「参加予定人数が 5,000 人超」かつ「収容率 50%超」のイベント）	ア 収容定員が設定されている場合 【人数上限】収容定員まで 【収容率】100% イ 収容定員が設定されていない場合(5,000 人超の場合) (地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど) 人と人が触れ合わない程度の間隔（1 m 程度）を確保
上記以外のイベント	ア 収容定員が設定されている場合 【人数上限】「5,000 人」、又は 「収容定員の 50%」のいずれか大きい方 【収容率】100% 「人数上限」、「収容定員に収容率を乗じた人数」のいずれか小さい方まで イ 収容定員が設定されていない場合(5,000 人以下の場合) (地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど) 人と人が触れ合わない程度の間隔（1 m 程度）を確保 ウ 主催者等は、県が定める「チェックリスト」様式に、イベント開催時に行う感染防止対策を記載し、主催者等のホームページ等で公表すること。